

私たちはボランティア精神のもと  
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

# 会報/市民後見人の会 No. 195

2024年2月22日発行 通巻No.205号

創刊2007年2月23日

## 発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～15時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

## ◆「運営改善委員会」発足◆

理事長 高原 三平

本会は、2008年に特定非営利活動法人として発足しました。以来、「認知症になっても安心して住める社会」をスローガンに活動し、一定の成果を得てきました。今年も設立16年目を迎えます。会員の陳腐化もあり本会の活動に対する考え方等も少しずつ時代と共に変化していることも事実です。また、この4年間は新型コロナにより活動の制約を受けたこともあり、会の陳腐化は否定できません。そんな中、会員の中より「会の運営改善を図ろう」との声が湧きあがってきました。この機運を逃がすことなく「運営改善委員会」を以下の通り設置することが1月度理事会で決まりました。短期間での集中的なものですが、すでに3回の委員会が開催されており、会の継続性と安定性、後見活動の質の向上などを目標に議論を重ねており、会の更なる発展に繋がればと考えております。どうか皆さまの協力をお願い申し上げます。

<実行組織>理事会の下に、部会レベルで組織する。

委員長のもと、会員の中から事務局、部会を中心に10名位の委員を選任。その他、理事長含む1～2名のオブザーバーを置く。尚、委員長に渡橋理恵事務局委員を選任。

<目的>まず会の運営にかかわる現状把握及び問題点の抽出。そして改善案の策定を行い、実施までつなげる。(各委員は本委員会解散後も関係部会・事務局に所属して牽引することを基本とする。)

<期間>2024年1月～2024年6月(6か月)

<予算> 委員謝金は事務局経費とする。

以上

## ◆2023 年度 1 月度理事会議事録◆

理事・事務局 馬庭 俊一郎

1. 開催日時 2024 年 1 月 15 日(月)17 時 00 分～19 時 00 分
2. 開催場所 本会事務所
3. 出席理事 齊藤裕二、杉谷徹夫、杉山麻里子、高原三平、馬庭俊一郎各理事
4. オブザーバー 小川雅之監事

### <審議事項>

① B-12 謝金細則の改正(重複委員への支払い基準変更)について  
別添資料(第 3 条謝金の支払基準)にて審議し変更を決議した。  
(実施時期)2024 年 4 月 1 日より

② (仮称)運営改善委員会の設置について  
別添資料にて(仮称)運営改善委員会の設置を決議した。

### <協議事項>

- ① 会計業務の当面の対応と今後の対応について協議した。
- ② 専門性業務に対する謝金及び外部委託について別添資料にて協議した。(継続)

### <報告・連絡事項>

- ① 2023 年度市民後見人養成講座について(杉谷)  
別添資料にて報告があった。
- ② 社協合同納骨(2/2)について(齊藤)  
別添資料にて報告があった。今回は本会から納骨は無し。
- ③ 活動状況について(各担当理事)  
6 件の事案について報告があり、状況を共有化した。
- ④ 監督人・後見人等連絡会について報告があった。(齊藤)
- ⑤ 令和5年度品川成年後見制度地域連携ネットワーク交流会について報告があった。(高原)
- ⑥ 第 45 回月曜カフェ(1/22)について報告があった。(馬庭)
- ⑦ 傷害保険(コンパス保険)の更新について報告があった。(高原)
- ⑧ 社協支援員活動状況アンケートについて(高原)  
別添資料にて報告があった。
- ⑨ 会費未納者への連絡について(高原)  
未納者(別添資料)に郵送で通知するとの報告があった。
- ⑩「年頭のあいさつ」につき別添資料にて報告があった。(高原)

雑誌 実践「成年後見」民事法研究会を年間購読(年 6 冊)しています。事務所にございますので、どうぞご覧ください。

〈今後の予定〉

- ・後見記帳日 3月1日（金）
- ・部会長連絡会 3月11日（月）
- ・理事会 3月18日（月） 15時～
- ・情報交換会 3月23日（土） 13時半～
- ・第46回月曜カフェ 3月25日（月）10時～
- ・市民後見人養成講座④～⑦ 3月2日・9日・16日・30日（土）

**ご存じですか？** 小泉龍司法相が13日、民法の改正を視野に法制審議会（法相の諮問機関）に諮問する方針を明らかにした。

**成年後見人の一時利用可能に、法制審に諮問 現在は終身**

成年後見高齢社会を支える仕組みとして2000年に始まった成年後見制度の利用者は、22年末時点で約24万5千人。25年には認知症高齢者が700万人になると推計され、1割に満たない。途中で利用をやめづらいことなどが指摘されており、必要な時期に限る「期間制」の導入など、利用しやすくするための議論が本格化する。

現行の制度では、本人の判断能力が回復しない限り、いったん利用を始めると原則、やめることができない。後見人が不正行為をした場合は解任できるが、それ以外の場合は別の人に交代することもしにくい。（日経2月13日、朝日2月14日の記事より紹介）

**\*\*小泉法相のコメント抜粋**

成年後見制度に対する主要な指摘として挙げられますのは、利用動機の課題、例えば、遺産分割が解決し終わった後も、判断能力が回復しない限り、利用をやめることができないという指摘があります。また、成年後見人には包括的な取消権や代理権がありまして、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるのではないかという指摘もあります。また、本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現しない。その結果、本人がニーズに合った保護を受けることができない。そういったような指摘や要望といったものが寄せられております。こういう点も含めた検討になっていくというふうに思います。・・・中略・・・しっかり法制審で議論していただければ有り難いというふうに思っております。（法務省2月13日大臣記者会見要旨より）

今号から、新たに渡橋が編集委員に加わっています。後見関係のニュースや情報などをどんどん紹介していきます。会員間の交流を深めていく企画も考えていますのでご期待下さい。皆様からのご意見もお待ちしています。（編集 渡橋 理恵）